

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業の開始についての公示

平成 3 1 年 3 月 6 日

国土交通省住宅局長 石田 優

次のとおり、建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業の開始について公示します。

※ 本公募は、平成 3 1 年度予算によるものであり、平成 3 1 年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の成立状況によっては、特定が遅れること等もありますので、ご留意ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業

(2) 事業目的

建築基準法・建築士法等に係る①審査体制の強化、②審査側・申請者側の資質の向上、③今後の改正事項等について周知徹底を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

- 1) 建築基準法・建築士法等の適切な運用のための検討・周知
- 2) 建築物及び建築設備に係る規定等の合理化等に資する検討
- 3) 建築基準法等に関する登録システムの整備等の実施
- 4) 建築確認手続等の円滑化に資する補助の実施
- 5) コンタクトポイント実施経費

※上記のうち、いずれか1つ又は複数の事業を行う場合でも提案可能とする。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成 3 1 年 4 月上旬 ～ 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(4)の全てを満たす者。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・建築関係法令の内容を熟知し、設計、審査等の実態に精通しており、建築設計、審査等に関連する調査に係る全国規模の効率的な実施体制を備えている等事業を的確に遂行する能力を有すること

(3) 守秘性に関する要件

- ・本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
 - ・本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。
- (4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局建築指導課 平山
電話 03-5253-8111(内線 39538) ファクシミリ 03-5253-1630
電子メール kenshi@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成31年3月6日から平成31年3月18日まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、手交、FAX、e-mailにより交付。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成31年3月20日18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。
 - ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Just System 一太郎11」「Adobe Acrobat ReaderXI」以前の形式に限る。
 - ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
 - ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. 補助金交付候補者の選定方法

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に

対して、補助事業者の取消を行うことがある。

- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。